

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	40 - 5	分野	5. その他 (2) その他	作成年月	令和元年 8 月
地方公共団体名	福岡県 うきは市		担当課	市民協働推進課	
連絡先	Tel 0943-75-4982 E-mail <a href="mailto:shouboubousai@city.ukiha.lg.jp">shouboubousai@city.ukiha.lg.jp</a>				
タイトル	うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金				
取組の概要	<p>うきは市消防団活動の円滑化を図るため、車両総重量3.5トン以上の消防車両の運転に必要な準中型自動車運転免許（以下「準中型免許」という。）を取得する消防団員（以下「団員」という。）に対し、予算の範囲内において、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付要領（平成30年告示第55号）等、必要な事項を定めました。</p> <p>○開始時期:平成 30 年 8 月 1 日から</p> <p>○実施期間:年度内(4 月～3 月末まで)</p> <p>○交付対象:うきは市消防団員</p> <p>(1) 準中型5トン限定運転免許証を所持する団員（[準中型5トン限定解除]5トン以上の車両を有している分団があるため）又は平成 29 年3月 12 日以降に普通自動車運転免許証を取得した団員</p> <p>(2) 所属する分団長が推薦する団員</p> <p>(3) 準中型免許を取得するため道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 98 条に定める指定自動車教習所を卒業し、申請を行った年度内に当該免許を取得しようとする団員</p> <p>(4) 準中型免許を取得した後、継続して5年以上活動できる団員</p> <p>○交付対象経費:補助金の額は、教習所において準中型免許取得のために要する入学金、システム登録料、技能教習料、学科教習料、証明写真、適性検査料、修了検定料、仮免許試験手数料、仮免許交付手数料、卒業検定料その他市長が認める経費としています。</p>				

○うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付要綱

(平成 30 年 7 月 27 日告示第 55 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、うきは市消防団活動の円滑化を図るため、車両総重量 3.5 トン以上の消防車両の運転に必要な準中型自動車運転免許（以下「準中型免許」という。）を取得する消防団員（以下「団員」という。）に対し、予算の範囲内において、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、うきは市補助金等交付規則（平成 17 年うきは市規則第 37 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、団員とは、うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（平成 17 年うきは市条例第 175 号）第 3 条の規定により任用した者をいう。

(補助金の交付対象者及び額)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号全てに該当する団員とする。

- (1) 準中型 5 トン限定運転免許証を所持する団員又は平成 29 年 3 月 12 日以降に普通自動車運転免許証を取得した団員
- (2) 所属する分団長が推薦する団員
- (3) 準中型免許を取得するため道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 98 条に定める指定自動車教習所（以下「教習所」という。）を卒業し、申請を行った年度内に当該免許を取得しようとする団員
- (4) 準中型免許を取得した後、継続して 5 年以上活動できる団員

2 補助金の額は、教習所において準中型免許取得のために要する入学金、システム登録料、技能教習料、学科教習料、証明写真、適性検査料、修了検定料、仮免許試験手数料、仮免許交付手数料、卒業検定料その他市長が認める経費とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金推薦書（様式第2号）
- (2) うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業計画書（変更事業計画書、実績報告書）（様式第3号。以下「事業計画書」という。）
- (3) 教習所の教習費用等の見積書
- (4) 自動車運転免許証の写し

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において交付を決定し、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）を交付する。

（補助金交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の変更をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得した資格については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（変更の承認申請）

第7条 補助事業者は、前条第1号及び第2号に該当する事情が生じたときは、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金計画変更承認申請書（様式第5号）に事業計画書を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

（概算払）

第8条 補助事業者は、当該補助金について概算払を受けようとする場合は、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金概算払請求書（様式第6号。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の概算払請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の一部又は全部について概算払をするものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 補助事業に係る領収書等の写し
- （3） 取得した準中型免許証の写し

（補助金の額の確定）

第10条 市長は前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金額を確定し、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、前条の確定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日までに、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第10条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消したときは、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第10号）により補助事業者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

#### 様式第1号(第4条関係)

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付申請書  
[別紙参照]

#### 様式第2号(第4条関係)

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金推薦書  
[別紙参照]

#### 様式第3号(第4条、第7条、第9条関係)

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業計画書  
[別紙参照]

#### 様式第4号(第5条関係)

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付決定通知書  
[別紙参照]

#### 様式第5号(第7条関係)

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業計画変更承認申請書  
[別紙参照]

**様式第6号(第8条関係)**

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金概算払請求書  
[別紙参照]

**様式第7号(第9条関係)**

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金実績報告書  
[別紙参照]

**様式第8号(第10条関係)**

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金確定通知書  
[別紙参照]

**様式第9号(第11条関係)**

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金請求書  
[別紙参照]

**様式第10号(第12条関係)**

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書  
[別紙参照]

**様式第11号(第13条関係)**

うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金返還命令書

[別紙参照]

**その他参考情報**

○添付・・・うきは市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付要綱